

滋賀県テニス協会細則

規約第 27 条の規定により細則を次の通り定める。

第 1 条 所在地

協会本部事務所が開設されるまでの間、当協会所在地を理事長の自宅住所とする。

第 2 条 会費

規約第 6 条に定める会費（加盟登録費）を次の通りとする。

1. 団体会員： 構成員 1～9 名 12,000 円 10～19 名 22,000 円
20～49 名 34,000 円 50 名以上 46,000 円
(ただし、18 歳以下のジュニアは構成員にカウントしなくてもよい)
2. 個人会員（18 歳以下ジュニア会員不可）： 3,000 円
3. 高体連テニス部： 12,000 円（中体連テニス部は当面免除）

第 3 条 常任理事の定数

規約第 11 条 1 項及び 4 項に定める常任理事の定数を次の通りとする。

1. 地域協会推薦者： 10 人以内
2. 会長推薦者： 20 人以内
3. 高体連・中体連・女子連推薦者：5 人以内

第 4 条 委員会

規約第 18 条に定める委員会として次のものを置く。

1. 総務委員会：主要会議事務、会員管理、ホームページの運営管理、協会共通等の業務を担当する。
2. 財務委員会：予算、予算管理、決算、会計等の財務に関する事項を担当する。
3. 大会行事委員会：一般層の大会、JOP 大会、上位大会への推薦選手選出に関する事項を担当する。
4. クラブ対抗委員会：一般層のクラブ対抗に関する事項を担当する。
5. 国体強化委員会：国体選考会、国体・国体予選への選手等派遣、全国・県外大会派遣、国体級選手の育成強化等に関する事項を担当する。
6. 普及指導委員会：指導者の育成・管理、審判員の育成・管理、P&S 等の普及指導に関する事項を担当する。
7. ジュニア委員会：ジュニア層の大会行事及び普及・育成・強化、ジュニア層の県外大会に派遣に関する事項を担当する。
8. シニア委員会：60 歳以上のシニア層の大会・クラブ対抗・全国大会派遣に関する事項を担当する。

第 5 条 会計

当協会の会計は別に定める会計規定に準拠して行う。

第 6 条 活動経費等の支払

当協会活動に対する経費の支払は別に定める経費等支払規定に準拠して行う。

第 7 条 広報

当協会の行事等に関する広報は、原則として会員（代表者）に対して行うが、ホームページ上でも公開することが出来る。ホームページ管理規定は別途定める。

第 8 条 改訂

1. 当細則は、平成 17(2005)年 3 月 13 日に制定し同年 4 月 1 日より施行する。
2. 当細則は、常任理事会の承認により改訂できる。ただし、会費の改訂については、規約第 6 条の規定により理事会で決定しなければならない。

平成 29 (2017)年 3 月 26 日に一部を改訂する。

平成 30 (2018)年 3 月 25 日に一部を改訂する。

令和 2 (2020)年 3 月 29 日にアンダーライン部を改訂する。

令和 3 (2021)年 4 月 1 日にアンダーライン部を改定する。